介護給付費過誤申立を行う場合について

桜川市介護保険課

　　介護給付費過誤申立を行う場合について、確認いただきたい点を記載しましたので、ご確認ください。不明な点はお問い合わせください。

・過誤処理について

　過誤処理の方法は以下の２種類です。

1. 通常過誤

介護給付費の実績の取下げを先に行い，翌月以降に再請求を行います。

1. 同月過誤

介護給付費の実績の取下げと再請求を同じ月に行います。同月中に行うことにより

差額分だけの調整を行い事業所の負担を軽減します。

同月過誤を行う場合は事前にご相談ください。また、別途、国民健康保険団体連合会への書類の提出が必要となります。

・提出書類について

1. 別紙（「介護給付費過誤申立について」）
2. 介護給付費過誤申立書
3. 給付費の内容が明記されている書類（給付費明細書の写し等）

給付費明細書の右上に「正」「誤」と記載する等、正誤がわかるようにしてください。

1. その他、必要と認められるもの

※上記以外の提出書類を別途、ご依頼させていただく場合もあります。

・提出期限について

1. 通常過誤

過誤処理を行う月の１０日までご提出ください。

1. 同月過誤

過誤処理を行う前月の２０日までにご提出ください。

※提出期限については、別途で指定させていただく場合もあります。

・高額介護サービス費等について

　過誤処理を行うことにより、高額介護サービス費等の再計算が行われる場合があります。

その再計算による高額介護サービス費等の差額が生じた場合、市よりお知らせいたしますので、適正に処理いただくようお願いいたします。

問い合わせ先

〒309-1292

茨城県桜川市岩瀬64番地2

桜川市役所介護保険課

電話番号　0296-75-3158（直通）